



® 令和7年 8月7日(木)
(2025年)

No. 16440 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話]03-3502-5493

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ年39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiiri.or.jp>

目次

☆大学における研究成果としての著作物の著作権の帰属 (1)
☆特許庁長官 就任挨拶 (9)

☆特許庁 総務部長・審査第一部長・審査第二部長・
審査第三部長・審査第四部長・審判部長 就任挨拶 (10)
☆日本弁理士会著作権委員会 研究レポート No.57 (16)

大学における研究成果としての 著作物の著作権の帰属

鶴巻町法律事務所

弁護士 桑野 雄一郎

第1 はじめに

大学の研究者による研究活動の成果に対しては特許権をはじめ様々な知的財産権が成立することがあり、その知的財産権の帰属については各大学の規定に基づいて処理されている。そして、そのような研究成果の産業への活用が十分とはいえない面があったとの反省を踏まえ、平成10年に「大学等における技術に関する研究成果の民間企業への移転の促進

に関する法律」(平成10年5月6日法律第52号、以下「TLO法」という。)が成立して以降、大学の実験成果の特許化及び企業への移転を行う技術移転機関(Technology Licensing Organization: TLO)の組織化が促進され、現在は多くの大学においてTLOが活動を行っている¹。

もっとも各大学のTLOの活動の中心は特許権などのいわゆる工業所有権であり、著作権については特



知的財産ビジネス支援の専門職集団
弁理士 法人

太陽国際特許事務所

所長・弁理士 中島 崇晴

副所長・弁理士 坂手 英博*

副所長・弁理士 江口 和敬*

副所長(執行役)・弁理士 設楽 修一

【機械建築担当弁理士】

清武 史郎*
堀江 成子*
針間 淳一*
永高 尚子*
河野 元英*
内村 浩男*
中村 範明*
御上 優子*
片倉 敬博*
倉山 正博*
長谷川 洋道*
黒田 博智*
北野 英成*
佐野 直仁

【電気電子担当弁理士】

鈴木 健理*
福澤 好美*
山本 勲*
憲 義都子*
小幡 義子*
眞田 基志*
飯島 俊文*
石川 文介*
金井 大文*
安藤 孝一*
杉浦 嘉丈*
武井 嘉丈*
藤澤 厚太郎

【化学材料担当弁理士】

戸田 常雄*
吉村 納恵*
宮本 美紀*
西山 崇*
下田 津子*
小林 美貴*
早瀬 貴介*
長瀬 恒夫*
前嶋 昌大*
有村 和貴*
立花 喜美江*
小倉 あい*
金子 美代子*
花井 祥史

【バイオ医薬担当弁理士】

廣瀬 勝夫*
飯島 大樹*
山極 裕子*
渡邊 美穂*
村尾 招信*
桐内 優子*
宮澤 優子*
森 知愛*
【商標意匠担当弁理士】
関島 昌子*
野崎 彩子*
堀 敬希*
町野 曜生

【米国特許弁理士】

シェルドン・モス
チャド・ヘリング
【中国弁理士】
董林 昭
孫 雅倩
桂江
【韓国弁理士】
金 駿河
李 泳云
【弁護士・弁理士】
中野 浩和
【顧問】
加藤 和詳
福田 浩志

東京本部: 〒160-0022 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
電話 (03) 3357-5171 (代表) ファクシミリ (03) 3357-5180 (代表)
<https://www.taiyo-nk.co.jp> 相談・連絡用E-mail: info@taiyo-nk.co.jp
横浜オフィス: 横浜市 USオフィス: 米国バージニア州

*特定侵害訴訟代理業務付託

許権の成立する可能性のあるプログラムの著作物とデータベースの著作物が主で、その他の著作物については業務の中心的な対象とはなっていないようである。なお、TLO法は同法の定める「特定大学技術移転事業」について、「大学（中略）における技術に関する研究成果（以下「特定研究成果」という。）について、特定研究成果に係る特許権その他の政令で定める権利のうち国以外の者に属するものについての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、特定研究成果の活用を行うことが適切かつ確実と認められる民間事業者に対し移転する事業であって、当該大学における研究の進展に資するもの」と定義をし（2条1項）、当該規定を受けた大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令は、「特許権その他の政令で定める権利」について、「特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利」と定めており（1条）、意匠権、育成者権、商標権などと共に著作権も対象とはしていない。

大学における特許権の取扱いについては、平成27年の特許法改正（平成27年7月10日法律第55号）に伴い職務発明に関する35条が改正され、後述のとおり、特許を受ける権利の原始的帰属先を発明者が所属する組織において選択することが可能となり、また職務発明をした者に対する相当の利益は金銭以外の経済的利益も選択することが可能となった。これを踏まえ、大学においても職務発明の取扱いについて対応を検討する必要性が指摘され²、これを受けて各大学において職務発明に関する規定も改訂がなされるなど、規定の整備が進んだ。

しかし、かかる経緯を経た現時点においても、各大学の職務発明規程等においては著作権はデータベースやプログラムが中心で、それ以外の著作物に対する著作権については主たる対象とはされていない。東京大学や慶應義塾大学などは「発明等取扱規則」とは別にデータベース及びプログラムを含む著作物全般に関する「著作物等取扱規則」³を設けており、また京都大学は「発明規程」⁴において、データベース及びプログラムの著作物と並んで「デジタルコンテンツ（論文・著書・報告書及び京都大学における臨床研究等データの外部機関への利用許諾に

関する規程…に定める臨床研究等データに該当するものを除く）の著作物の著作権について同規程の規定を準用するとしている（25条）が、これらはまだ例外的な事例という印象が強い。

大学の技術移転活動において主して対象になるのは、企業との共同研究や受託研究の成果に対する知的財産権であることからすると、その際の中心が特許権になること、著作権については上記のように特許権の対象となる可能性もあるプログラムとデータベースになることはある意味当然のことではある。しかし、共同研究や受託研究では研究成果についての報告書の作成が求められることが少なくなく、それが言語の著作物として著作権の対象になるにもかかわらず、その権利の帰属については明確に意識がされていない傾向がある。そして、この点が問題となったのが、大学と研究者の間で研究成果の報告書の著作権の帰属が争いとなった後述の北見工業大学事件⁵である。

本稿は当該事件の判決も踏まえつつ、大学の研究者が創作した著作物の著作権の帰属について職務著作（35条1項）の要件を踏まえつつ検討するものである。

第2 職務著作の要件と職務発明の要件

1 職務発明に関する特許法の規定

特許法は、職務発明（従業者等がその性質上使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明（35条1項））について、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から当該使用者等に帰属すると定めている（同条3項）。

原則として発明者である従業者等に帰属するとしつつ、一定の要件を満たした発明について、契約や勤務規則等に規定を設けることで使用者等に帰属させることができるようにしたものである。

改正前の特許法では、職務発明に該当する発明についても、その特許を受ける権利は発生した時点において発明者に原始的に帰属し、あら

かじめ定めたときに使用者等である機関は発明者から承継できる運用であったが、上述の平成27年改正により①改正前と同様、原始的には発明者帰属として大学等機関は承継取得する運用、②原始的に大学等機関に帰属する運用、③特定の場合のみ原始的機関帰属（それ以外は原始的発明者帰属）とする運用を選択が選択できるようになったわけである。これを受けて各大学では職務発明規程等において特許を受ける権利の帰属に関する規定を設けている。

2 職務著作に関する著作権法の規定

著作権法は、プログラムの著作物を除く著作物については法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とすると定め（15条1項）、当該要件を満たす場合は法人等が著作者として著作権及び著作者人格権を原始取得することとしている。なお、プログラムの著作物については、法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とすると定めており、「その法人等が自己の著作の名義の下に公表するもの」との要件を除外している（15条2項）。

著作権法では創作行為を現実に行った従業者等が著作者となるという原則に対する例外として、一定の要件を満たす場合は法人等が著作者という例外を設けつつ、契約や勤務規則に別段の定めを設けることで当該例外規定の適用を排除し、原則どおり従業者等を著作者とすることを可能としているわけである。

3 大学における職務発明規程等と職務発明及び職務著作

以上のように、特許法も著作権法も、個人が権利を原始取得することを原則としつつ、一定の要件を満たした場合に所属機関が権利を原始

取得することを認めているわけであるが、契約や勤務規則での定めが、特許法では所属機関が原始取得するための要件として必要になるのに対し、著作権法では例外的な規定の適用を排除し、原則に戻り個人に原始取得をさせるための要件として必要になるという違いがあるわけである。その結果、例えば職務発明や職務著作について大学が権利を原始取得せず、研究者が原始取得した権利を大学が承継することを予定した規定を設けている場合は、特許権については職務発明の要件を充足しないようにし、発明者である研究者が原始取得することを認めた規定としての意味を有することになる。他方、データベース及びプログラムの著作物については職務著作の要件を満たしたとしても研究者個人が著作者となる旨を（明示的には定めていないものの、大学が権利を承継取得する前提としてその旨を）黙示的に定めた規定ということになる。

前述のとおり、特許権と比較すると著作権、特にプログラム及びデータベースの著作物に関する著作権以外の著作権については、特段の規定を設けていない例が多いことから、これらの著作物については、著作権及び著作者人格権の原始的な帰属先は著作権法の規定によることが多いこととなる。

そこで以下、職務著作の要件を確認した上で、大学における職務著作の成否の概要を検討することとする。

第2 職務著作の要件と学術論文に関する職務著作の成否

1 職務著作の要件の概要

職務著作が成立し法人等が著作者となり著作権及び著作者人格権を原始取得するための要件は、①法人等の発意に基づくこと、②法人等の業務に従事する者が職務上作成すること、③法人等が自己の著作の名義の下に公表するものであること、④その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがないこと、である（著作権法15条1項）。各々の要件を大学の研究者が創作する典型的な著作物である学術論文を

想定して確認する。

2 ①法人等の発意に基づくこと

「発意」は著作物作成の意思が直接又は間接に法人等の判断にかかっていることを意味するという見解が主流で、判例においても、「法人等と業務に従事する者との間に雇用関係があり、法人等の業務計画に従って、業務に従事する者が所定の職務を遂行している場合には、法人等の具体的な指示あるいは承諾がなくとも、業務に従事する者の職務の遂行上、当該著作物の作成が予定又は予期される限り、『法人等の発意』の要件を満たすと解するのが相当である」としている⁶。

大学の研究者が大学の研究者として創作する著作物については、大学との間で研究活動に従事することは予定されているものの、具体的にどのようなテーマの研究活動を行い、いつ、どういう媒体に掲載する論文を執筆するか等は各研究者の判断に委ねられている。よって、「法人等の発意」の要件を満たさない場合が多いと考えられる。

3 ②法人等の業務に従事する者が職務上作成すること

「法人等の業務に従事する者」については、判例上、①法人等の指揮監督下において労務を提供するという実態にあること、及び②法人等がその者に対して支払う金銭が労務提供の対価であると評価できることの 2 点について、業務態様、指揮監督の有無、対価の額及び支払い方法等に関する具体的事情を総合的に考慮して判断すべきとされている⁷。

大学の研究者が執筆する学術論文については、大学側が執筆について指揮監督を及ぼしているということも、研究者に対して研究論文の執筆の対価を支払っているということもないので、本要件との関係でも職務著作の要件は満たさないということになる。

4 ③法人等が自己の著作の名義の下に公表するものであること

本要件は「公表する」という文言になってい

るが、職務著作者は著作者が誰かを定める規定であるから、その要件の著作物の公表時ではなく創作時を基準時として判断されるべきで、創作後に誰の名義で公表されたかによって結論が左右されるのは不合理である。したがって、本要件は公表時ではなく創作時を基準として、法人等の名義で公表されることが予定されていたかをもとに判断すべきであり、判例も同様に解釈している⁸。

大学の研究者の学術論文等では執筆をした研究者の氏名と共に所属する大学の名称が記載されるのが一般的であるが、このように公表時に法人等の名称と個人名の両方が記載されることが予定されていた場合に、本要件を充足するかが問題となる。

この点については、客観的な表示の態様、著作物の内容や性質に照らし、創作者の表示が、創作者が当該個人であることに意味があるのか、法人等の担当者であることに意味があるのか、といった事情に基づき、また法的安定性の観点から客観的に判断されるべきだと考えられる。判例でも、休刊又は廃刊となった雑誌の最終号に掲載されたあいさつ文において、出版社名と編集長等の個人名が併記されていた事案において、「会社の機関ないし一部門として当該雑誌の編集作業に携わった者が会社を代弁して挨拶するために、これらの者が法人内部の職務分担として執筆したものと認めるのが相当」として本要件を充足すると判断したものがある⁹。

学術論文は大学の研究者個人が取り組んだ研究成果を記載したものであるから、所属大学の記載はあくまで当該研究者の肩書としての意味を有するに過ぎず、したがって本要件も充足しないと考えるのが相当であろう。

第 3 研究契約に基づく報告書と職務著作の成否

1 北見工業大学事件

以上に述べたことからすると、学術論文のような著作物は職務著作の要件は満たさないと考えられるが、その一方で、大学の研究者が共同研究・受託研究に基づいて作成した報告書の著

作者をめぐり、職務著作の成否が問題となったのが北見工業大学事件判決¹⁰である。

この事件は、北見工業大学が、平成5年度から17年度までの毎年度、北見市や常呂川水系環境保全対策協議会との間で共同研究契約を締結し、環境調査等を対象として共同研究を行い、その成果について毎年度作成していた報告書のうち、平成15年度の報告書の著作者が問題となったものである。訴えを提起したのは、平成5年から15年度まで、同大学の研究担当者として当該研究に従事していたが、平成17年付けで懲戒処分（停職）を受け、以降、当該研究に従事しなくなった環境分析化学等を専攻とする准教授である研究者であり、その訴えの内容は、自己が平成15年度報告書の著作者・著作権者であり、平成16年度及び平成17年度の報告書の印刷・発行・頒布が著作権（複製権）及び著作者人格権（同一性保持権）を侵害するというものであった。

これに対して大学側は職務著作の規定に基づき、大学が著作者・著作権者である旨反論をしたことから、共同研究の成果としての報告書について職務著作の成否が問題となった。以下、上述の職務著作の要件を踏まえつつ当該事件における裁判所の判断について述べることにする。

2 ①「法人等の発意に基づくこと」との要件についての裁判所の判断

(1) 本事件において、裁判所は、以下の事実
に照らし、報告書の作成は、大学の判断にか
かっていたもの、すなわち、大学の発意に基
づくものと判断した。

① 本件各共同研究は、北見市等からの共同
研究の申請を受けて大学内部における意思
決定を経た後、大学と北見市等との間で締
結された各共同研究契約に基づき実施され
たものであること。

② 各報告書は、これらの共同研究契約にお
ける「大学及び北見市（又は協議会）とは、
双方協力して、本共同研究の実施期間中に
得られた研究成果について報告書を、本共
同研究終了後にとりまとめる」との約定（第

4条）に基づき契約上の義務の履行として
作成されたものであること。

(2) そして、本件各共同研究は、北見市等が、
専ら研究者の個人的資質及び実績等に対する
信用に依拠して、研究者に対して要請し、大
学が北見市等の要請を受諾したことにより実
施されたものであって、本件各共同研究の実
施は大学の発意に基づくものではないとの研
究者の主張については、以下の点を指摘し、
これを排斥している。

① 北見市の担当者は、大学に対して共同研
究の申込みをする以前に、研究者から共同
研究への参加の内諾を得ていたものと認め
られるが、法人等の発意に基づくとは、著
作物作成の意思が直接又は間接に使用者の
判断にかかっていることを意味するところ、
裁判所の認定事実からは本件各共同研究の
実施と報告書作成は、大学の判断（大学内
部における意思決定及び北見市等との契約
の締結）にかかっているものといえるので
あり、研究者が事前に共同研究への参加を
内諾していたとの事実は、上記判断を左右
するものではないこと。

② 本件各共同研究がいずれも北見市（又は
常呂川水系）の環境調査研究であることに
照らすと、研究者を研究代表者として本件
各共同研究が行われたのは、研究者の個人
的資質や実績を評価したことによる面があ
ることは否定し得ないものの、そのみなら
ず、研究者が北見市所在の国立大学であ
る大学に所属していたことにも依拠するも
のと考えられ、実際、研究者はH15年度ま
でしか本件各共同研究に参加していないに
もかわらず、H16年度以降も大学と北見
市等との間で本件各共同研究が継続して行
われていること。

3 判例を踏まえた検討

(1) 本判決が、報告書が「法人等の発意に基
づく」との要件を充足する、すなわちその作
成の意思が直接又は間接に使用者の判断にか

かっていると認定するにあたり重視しているのは、研究契約書の中に報告書を作成する旨が明記されていたことと考えられる。

契約書締結は大学内部の意思決定を経て行われるものであり、当該研究契約により研究費用が支払われる場合にも、それを受領するのは大学であって研究者個人ではないことからすると、当該研究契約の中に報告書の作成が規定されていれば、当該規定に従って報告書を作成することについても大学としての意思決定がなされたと評価されるところである。

- (2) 他方、研究者の主張を排斥した理由として述べた内容にはやや微妙な点もある。すなわち、「本件各共同研究がいずれも北見市(又は常呂川水系)の環境調査研究であることに照らすと、研究者を研究代表者として本件各共同研究が行われたのは、研究者の個人的資質や実績を評価したことによる面があることは否定し得ないものの、そのみならず、研究者が北見市所在の国立大学である北見工業大学に所属していたことにも依拠するものと考えられる」との点は、調査対象が北見市(主に常呂川水系)であったことから、当該研究者が調査対象地域に存在する地元の北見工業大学に所属しているという事情が、当該研究の契機となっているという指摘である。この点を踏まえると、大学の地域性や、その大学の研究成果が他の大学と比較して突出している研究分野の研究者であるといった、外部から共同研究や受託研究の打診を受けるに至った背景事情として、当該大学に所属しているという要素の影響力が希薄で、専ら又は主として当該研究者個人の従前の研究成果等の要素により、したがって端的に言えば当該研究者が全く別の大学に所属していたとしても同様の共同研究・受託研究に至ったと認められるような場合は、本要件を充足しないと考えられる余地もあるように思われるところである。

- (3) また、本判決は、研究者がH15年度までし

か本件各共同研究に参加していないにもかかわらず、H16年度以降も大学と北見市等との間で本件各共同研究が継続して行われているという点を指摘しているが、多くの研究契約は研究責任者個人の専門的知見を得ることを目的としていることが多く、当該研究者の移籍や退職等の事情があった場合は、基本的には共同研究契約自体の終了等が協議されるのが一般的である。研究責任者を交代させて研究が継続されることは皆無ではないものの、あまり多いことではないと思われる。

とすると、そのような一般的な研究契約に基づく報告書については、本要件を満たさないと考える余地もあるように思われるところである。

- (4) しかし、仮にかかる事情があり、研究契約に至った事情が研究者個人に依拠するところが強かったとしても、他方で仮に契約書が締結されなければ、また当該契約に基づく研究費の支払いがなされていなければ、研究者個人による研究活動はもちろん妨げられないものの、共同研究や受託研究としての研究活動が行われることはなく、その結果報告書が作成されることもなかったことは動かしがたい事実である。とすると、やはり研究契約が大学の意思決定としてなされた以上は、かかる事情があったとしても本要件を充足しないという結論をとるのは困難と思われる。その意味で、(2)及び(3)で述べた裁判所の指摘は、あくまで補足的なものと理解するべきであろう。

4 職務著作に関するその他の要件について

本判決ではその他の要件についても争点となったが、基本的には「法人等の発意に基づく」という要件に関する判断に従い、他の職務著作の要件も充足するという判断に至っている。

すなわち、②「法人等の業務に従事する者が職務上作成すること」という要件についても、大学が締結した研究契約に基づいて報告書が作成されるという理解に立てば、報告書の作成に携わる研究者は、大学が契約上負っている報告

書作成義務の履行を担当する者として、当該報告書の作成にあたることになるので、当該報告書作成行為は大学の指揮監督下で行うものということになるであろうし、大学から支払われる給与にも当該義務の履行の対価が含まれているということになる。

大学運営の現場の感覚からすると、研究者の報告書作成業務を大学が指揮監督をしているとか、報告書作成の対価として給与を支払っているという説明には違和感はあるものと思われる。しかし、それは大学と研究者の関係が、雇用契約であるとはいえ、一般的な雇用関係とはかなり異なることに起因するものと考えられる。すなわち、研究者も、いわゆる研究者不正に対する義務などの服務上の義務は負っており、それに違反すれば懲戒処分等を受けることになっているのであるから、研究者が大学の一定の指揮監督下にあることは明らかである。しかし、他方で研究者は、一般の企業における労働者のように、管理職を通じた業務上の指示に基づいて業務を遂行するというよりも、学問の自由に基づき、研究活動については相当程度自由に行うことが容認されており、この点で通常の労使関係とは異質な面があることもまた事実である。かかる大学と研究者の関係の特殊性を踏まえれば、報告書も自由が認められているとはいえ一定の大学の指揮監督の下で作成されたことは認められるのであるから、「法人等の業務に従事する者が職務上作成すること」という要件を満たすと考えすることは可能と考えられるところである。

また③「法人等が自己の著作の名義の下に公表するものであること」という要件についても、研究契約の主体は大学であり、その大学が契約上の義務の履行として作成するものであるから、著作名義としては大学名が表示されるべきものであり、研究担当者が記載されていてもそれは報告書作成の担当者という意味を有するに過ぎないものと考えられるところである。北見工業大学事件においても、研究者個人の名称は記載されていたが、裁判所は同様の判断をし、本要件も満たすものと結論付けている。

第4 大学の研究者が創作するその他の著作物と職務著作の成否

1 大学の研究者が創作するその他の著作物と職務著作の成否

以上は学術論文と研究契約に基づく報告書について述べたが、大学の研究者が創作する著作物はこれらに限られない。学術論文については職務著作の要件のところでも述べたように基本的に職務著作の要件を充足せず、研究者個人が著作者になると考えられるが、学術論文以外の、個人名義の出版物、各種の講演や学会発表及びそれに付随して作成される資料なども同様に職務著作の要件は満たさず、研究者個人が著作者となるものと考えられる。研究契約に基づいて作成される報告書とは異なり、出版契約を含む執筆に関する契約や講演や学会発表などは、基本的に大学が契約当事者とはならず、当該研究者が個人として契約し、その対価も大学ではなく当該研究者個人が受領していることが多いことから、「法人等の発意に基づく」という要件を充足せず、その他の要件も充足しないことになると考えられるからである。

2 学術指導に基づき創作される著作物

もっとも、近年では研究者の活動領域がいわゆる研究以外にも広がっており、企業等に対して専門的知見に基づくアドバイスの提供や相談対応等に従事することが増加している。このような業務についても、従来の研究契約を流用している例もあるが、「学術指導」という形で研究契約とは異なる契約類型を設けている例もある¹¹。

これらの業務に基づいて作成される著作物については、大学が締結した契約に基づき作成されるものであることからすると、北見工業大学事件判決を踏まえると、職務著作の要件を満たし、大学が著作者となり著作権を原始取得することになる可能性が高い。研究契約に基づく報告書とは異なり、このような著作物についてかかる結論は大学及び研究者の双方にとって違和感があるものと予想される。

この点についてはやはり学内の規則等で研究者個人が著作者となるような規定を設けること

が望ましいと考えられるところである。

第5 おわりに

大学の研究者の活動は多岐にわたり、そこで創作される著作物も多種多様になってきている。大学においては、どのような著作物が職務著作の要件を充足するのかを確認した上で、その中のどのような著作物について大学が著作者として原始的に権利を取得し、どのような著作物について研究者個人を著作者として原始的に権利を帰属させるのかを意識し、後者については職務著作の規定の適用を排除する旨(この場合は研究者が原始取得した特許を受ける権利を大学が承継する規定とパラレルな規定を設けることも考えられる。)を、現在のように黙示的に定めるのではなく明示的に定めるべきだと考えられる。この点があらかじめ明確になっていれば、北見工業大学事件のような事件もある程度防ぐことが可能ではなかったかと考えられるところである。

なお、研究活動に際して映像が作成される場合、当該映像の制作費が研究費用として外部から提供されていた場合は、当該映像の著作権を映画製作者(著作権法2条1項10号)として外部の資金提供者が原始取得することになる可能性もある(同法17条1項)。このような点も含めて、研究活動に伴い創作される著作物の著作権の帰属については現場の実態を踏まえた分析と規定の整備が進むことが期待されるところである。

forms/files/f09-05-202304.pdf

⁴ https://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00000924.html

⁵ 知財高裁平成22年8月4日判決判時2101号119頁

⁶ 知財高裁平成18年12月26日判決判時2019号92頁

⁷ 最高裁平成15年4月11日判決判時1822号133頁

⁸ 東京高裁昭和60年12月4日判決判時1190号143頁

⁹ 東京地裁平成7年12月18日判決判時1567号126頁(ラストメッセージin最終号事件)

¹⁰ 知財高裁平成22年8月4日判決判時2101号119頁

¹¹ 京都大学(https://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00001330.html)や筑波大学など。

—おわり—

¹ 2000年9月29日に設立された一般社団法人大学技術移転協議会(University Network for Innovation and Technology Transfer: UNITT)の会員名簿には80以上の大学が掲載されている(<https://unitt.jp/about/member/>)。

² 平成28年3月31日「大学等における職務発明等の取扱いについて」科学技術・学術審議会、産業連携・地域支援部会、大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会

³ 東京大学 https://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/rules_and_forms/copyright.html

慶應義塾大学 <https://www.research.keio.ac.jp/>